



政府統計

徳島県の賃金、労働時間及び雇用の動き

(毎月勤労統計調査地方調査月報)

令和5年11月分

利用上の注意

- 1 この調査は、事業所規模（調査事業所の雇用する常用労働者数）5人以上の事業所についての標本調査である。したがって、調査結果は全事業所に関する統計の推計値であり、標本誤差は避けられない。
- 2 平成29年1月分から、平成25年10月に改定された日本標準産業分類に基づく集計結果としている。
- 3 「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」及び「不動産業、物品賃貸業」は、集計事業所が僅少のため、各表から削除したが、調査産業計に含めて算定している。
- 4 前年比などの増減率は、指数等により算出しており、実数で計算した数値と必ずしも一致しない。
- 5 令和4年1月分確報公表時から、指数は、令和2年平均を100とする令和2年基準とする。これに伴い、令和4年1月分以降と比較できるように、令和3年12月分までの指数を、令和2年平均が100となるように改訂した。
令和3年12月分までの増減率は、一部を除き、改定前の指数で計算しているため、改訂後の指数で計算した場合と必ずしも一致しない。
- 6 事業所規模5～29人の事業所については、6か月毎（1、7月）に3分の1ずつ調査対象事業所の抽出替えを行っている。
- 7 平成30年1月分調査の際に、調査対象事業所（常用労働者30人以上）の抽出方法は、従来の2～3年に一度行う総入替え方式から、部分入替え方式に変更した。
賃金、労働時間指数とその増減率は、総入替え方式のときに行っていた過去に遡った改訂はしない。
- 8 常用雇用指数及びその増減率は、令和4年1月分確報公表時に、労働者数推計を当時利用できる最新のデータ（平成28年経済センサスー活動調査等）に基づき更新（ベンチマーク更新）し、過去に遡って改訂している。
なお、令和4年1月のベンチマーク更新に伴い、令和4年の賃金と労働時間の前年同月比には一定の断層が生じている。
- 9 入職（離職）率とは、前月末常用労働者数に対する月間入職（離職）者の割合（％）であり、パートタイム労働者比率とは、常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合（％）のことである。
なお、入職（離職）者には、同一企業内での事業所間の異動者を含んでいる。
- 10 実質賃金指数は、現金給与総額指数を徳島市の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合）で除して100倍し、四捨五入して小数点以下第1位の数値としたものである。

徳島県政策創造部統計データ課

毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく基幹統計であって、雇用、給与及び労働時間について、毎月の徳島県における変動を明らかにすることを目的としている。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類に基づく16大産業〔「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業（他に分類されないもの（外国公務を除く））」〕に属し、常時5人以上の常用労働者を雇用する約1万1,000事業所（事業所母集団データベース等）の中から無作為に抽出された約500事業所について調査を行っている。

3 主要調査事項の定義

(1) 現金給与額

「現金給与額」とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うもので、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く前の金額である。退職を事由に労働者に支払われる退職金は、現金給与に含まない。

「現金給与総額」とは、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

「きまって支給する給与」とは、労働協約、就業規則等であらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、「所定外給与（超過労働給与）」を含む。

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」から「所定外給与（超過労働給与）」を除いたものである。

「所定外給与（超過労働給与）」とは、所定労働時間を超える労働に対して算定される給与及び深夜労働を事由として算定される給与のことであり、超過勤務手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、宿日直手当、深夜手当などがこれに該当する。

「特別に支払われた給与」とは、労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件が定められている給与で以下に該当するものである。

- イ 夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ロ いわゆるベースアップの差額追給分
- ハ 3か月を超える期間で算定される手当等（6か月分支払われる通勤手当等）
- ニ 支給事由の発生が不定期なもの（結婚手当等）

(2) 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に就業した日数のことである。有給であっても実際に就業しな

かった日は出勤日にならないが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日となる。

(3) 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、運輸関係労働者等の手待ち時間は含まれる。本来の職務外として行われる宿日直の時間は含めない。

「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。

「所定内労働時間」とは、実労働時間のうち、労働協約、就業規則等であらかじめ就業すべきと定められた時間帯（所定労働時間）内の労働時間のことである。

「所定外労働時間」とは、実労働時間のうち、労働協約、就業規則等であらかじめ就業すべきと定められた時間帯（所定労働時間）の範囲外での労働時間のこと、いわゆる早出、残業、休日出勤、臨時の呼出し等の実労働時間のことである。

(4) 常用労働者数

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

イ 期間を定めずに雇われている者。

ロ 1か月以上の期間を定めて雇われている者。

ハ 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則又は基準で給与の算定を受け、毎月給与の支払いを受けている者。

ニ 事業主の家族でその事業所に働いている人のうち、常時勤務して、他の労働者（別居の家族労働者を含む。）と同じ給与規則又は基準で給与の算定を受け、毎月給与の支払を受けている者。

「一般労働者」とは、常用労働者のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者のことである。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち、次のいずれかに該当する労働者のことである。

イ 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

ロ 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで、1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

4 調査方法

(1) 第一種事業所（常用労働者数30人以上の事業所）に係る調査

調査方法は、事業主が調査票に記入して郵送により提出する方式（郵送調査方式）又は電子情報処理組織により提出する方式（オンライン方式）としている。

(2) 第二種事業所（常用労働者数5～29人の事業所）に係る調査

調査方法は、統計調査員が調査事業所に対して質問し、調査票を作成する実地他計方式又はオンライン方式としている。

5 調査結果の算定

この調査結果の数値は、調査事業所からの報告をもとにして本県の規模5人以上のすべての事業所に対応するよう復元して算定したものである。

1 概況（調査産業計） 【令和5年11月分】

【 事業所規模 常用労働者5人以上 】

（1）賃金の動き

常用労働者の1人平均月間現金給与額

現金給与総額	255,186 円	(前年同月比 2.6 % 増)
きまって支給する給与	248,121 円	(前年同月比 1.0 % 増)
所定内給与	232,946 円	(前年同月比 1.1 % 増)

（2）労働時間の動き

常用労働者の1人平均月間実労働時間

総実労働時間	141.0 時間	(前年同月比 0.0 %)
所定内労働時間	132.2 時間	(前年同月比 0.4 % 増)
所定外労働時間	8.8 時間	(前年同月比 6.4 % 減)

（3）雇用の動き

調査期間末日現在の常用労働者数

常用労働者数	245,013 人	(前年同月比 2.0 % 増)
--------	-----------	-----------------

【 事業所規模 常用労働者30人以上 】

（1）賃金の動き

常用労働者の1人平均月間現金給与額

現金給与総額	292,584 円	(前年同月比 0.9 % 増)
きまって支給する給与	286,048 円	(前年同月比 0.0 %)
所定内給与	265,619 円	(前年同月比 0.3 % 増)

（2）労働時間の動き

常用労働者の1人平均月間実労働時間

総実労働時間	149.0 時間	(前年同月比 0.0 %)
所定内労働時間	138.5 時間	(前年同月比 0.6 % 増)
所定外労働時間	10.5 時間	(前年同月比 7.1 % 減)

（3）雇用の動き

調査期間末日現在の常用労働者数

常用労働者数	132,142 人	(前年同月比 1.0 % 増)
--------	-----------	-----------------

2 統計表 【令和5年11月分】

第1表 産業別常用労働者の1人平均月間現金給与額

【 事業所規模 常用労働者5人以上 】

(単位：円、%)

産 業	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		所定外給与	特別に支払われた給与	
		前年		前年		前年			
		同月比		同月比		同月比	同月比		
TL 調査産業計	255,186	2.6	248,121	1.0	232,946	1.1	15,175	7,065	3,926
D 建設業	311,666	7.0	309,993	6.6	282,096	4.6	27,897	1,673	1,673
E 製造業	306,450	△ 0.9	303,171	0.2	277,970	0.7	25,201	3,279	△ 3,151
G 情報通信業	356,554	△ 17.4	356,520	△ 15.9	325,183	△ 19.5	31,337	34	△ 7,335
H 運輸業、郵便業	285,234	13.4	280,767	11.6	237,516	11.1	43,251	4,467	4,434
I 卸売業、小売業	187,043	1.8	184,682	1.6	175,373	1.1	9,309	2,361	582
J 金融業、保険業	405,641	22.9	348,098	5.6	334,458	6.8	13,640	57,543	57,457
L 学術研究、専門・技術サービス業	342,162	8.6	307,800	△ 0.4	292,323	0.2	15,477	34,362	28,428
M 宿泊業、飲食サービス業	99,290	△ 5.1	96,477	△ 7.7	89,137	△ 10.6	7,340	2,813	2,636
N 生活関連サービス業、娯楽業	178,436	4.8	177,842	5.1	173,089	4.8	4,753	594	△ 489
O 教育、学習支援業	341,405	12.4	320,949	5.7	315,128	6.4	5,821	20,456	20,456
P 医療、福祉	249,395	△ 1.1	245,748	△ 2.2	235,013	△ 1.2	10,735	3,647	2,722
Q 複合サービス事業	338,906	11.9	314,974	4.5	307,042	6.1	7,932	23,932	22,956
R その他のサービス業	210,649	△ 7.3	201,389	△ 1.8	187,892	△ 1.2	13,497	9,260	△ 12,726
全国（調査産業計）	289,905	0.7	271,785	1.0	252,146	1.0	19,639	18,120	—

【 事業所規模 常用労働者30人以上 】

(単位：円、%)

産 業	現金給与総額		きまって支給する給与		所定内給与		所定外給与	特別に支払われた給与	
		前年		前年		前年			
		同月比		同月比		同月比	同月比		
TL 調査産業計	292,584	0.9	286,048	0.0	265,619	0.3	20,429	6,536	2,649
D 建設業	369,713	13.5	369,713	13.4	309,558	9.1	60,155	0	0
E 製造業	331,011	2.4	326,700	2.7	296,027	2.6	30,673	4,311	△ 708
G 情報通信業	380,120	△ 24.1	380,074	△ 22.5	347,848	△ 26.1	32,226	46	△ 10,043
H 運輸業、郵便業	302,604	6.8	302,550	6.9	249,716	4.3	52,834	54	1
I 卸売業、小売業	176,250	△ 8.4	173,799	△ 9.6	164,809	△ 8.4	8,990	2,451	2,084
J 金融業、保険業	386,359	8.3	386,163	8.4	361,281	10.0	24,882	196	5
L 学術研究、専門・技術サービス業	396,977	24.4	330,776	7.6	310,163	7.0	20,613	66,201	55,066
M 宿泊業、飲食サービス業	113,306	△ 8.7	113,297	△ 8.2	105,513	△ 9.3	7,784	9	△ 670
N 生活関連サービス業、娯楽業	177,630	0.1	177,630	1.2	172,819	1.2	4,811	0	△ 2,117
O 教育、学習支援業	412,983	11.5	378,388	2.0	370,971	2.0	7,417	34,595	34,595
P 医療、福祉	277,320	△ 3.6	277,277	△ 3.5	264,907	△ 1.7	12,370	43	43
Q 複合サービス事業	338,548	9.7	337,011	10.0	320,362	12.5	16,649	1,537	△ 754
R その他のサービス業	200,495	△ 5.4	185,465	6.2	169,532	6.6	15,933	15,030	△ 22,312
全国（調査産業計）	330,677	0.7	310,936	1.7	285,231	1.9	25,705	19,741	—

第2表 産業別常用労働者の1人平均月間実労働時間及び出勤日数

【 事業所規模 常用労働者5人以上 】

(単位：時間、%、日)

産 業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		前年 同月比		前年 同月比		前年 同月比		前年 同月差
TL 調査産業計	141.0	0.0	132.2	0.4	8.8	△ 6.4	18.6	0.0
D 建設業	174.4	2.0	161.7	4.1	12.7	△ 19.6	21.3	0.0
E 製造業	163.3	△ 1.2	151.6	△ 0.6	11.7	△ 9.3	19.9	△ 0.1
G 情報通信業	157.7	4.7	145.4	2.4	12.3	39.9	18.9	△ 1.0
H 運輸業、郵便業	168.1	△ 0.4	147.1	1.7	21.0	△ 12.9	20.1	0.4
I 卸売業、小売業	127.9	1.0	122.0	1.1	5.9	△ 1.7	18.2	△ 0.2
J 金融業、保険業	151.5	2.4	143.8	3.1	7.7	△ 10.4	19.2	0.6
L 学術研究、専門・技術サービス業	151.3	△ 4.0	142.9	△ 3.8	8.4	△ 7.6	18.8	△ 0.6
M 宿泊業、飲食サービス業	83.4	△ 11.7	77.3	△ 14.8	6.1	60.4	14.0	△ 1.6
N 生活関連サービス業、娯楽業	119.4	1.4	113.7	1.0	5.7	11.7	17.1	△ 0.3
O 教育、学習支援業	141.6	△ 0.7	124.7	0.7	16.9	△ 10.1	17.9	0.3
P 医療、福祉	139.5	3.4	134.8	3.4	4.7	4.5	18.6	0.5
Q 複合サービス事業	148.8	△ 1.6	144.2	△ 0.1	4.6	△ 33.3	18.4	△ 0.4
R その他のサービス業	139.1	△ 0.4	132.3	1.0	6.8	△ 21.9	19.4	△ 0.2
全国（調査産業計）	138.3	△ 0.3	128.0	△ 0.1	10.3	△ 1.8	17.9	0.0

【 事業所規模 常用労働者30人以上 】

(単位：時間、%、日)

産 業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		前年 同月比		前年 同月比		前年 同月比		前年 同月差
TL 調査産業計	149.0	0.0	138.5	0.6	10.5	△ 7.1	18.9	0.1
D 建設業	182.6	9.5	159.3	8.2	23.3	19.6	21.1	△ 0.2
E 製造業	166.8	0.9	153.6	1.5	13.2	△ 6.4	19.9	0.2
G 情報通信業	156.4	2.9	143.3	△ 0.4	13.1	59.8	18.4	△ 2.0
H 運輸業、郵便業	167.4	△ 4.7	143.5	△ 6.7	23.9	10.2	19.8	△ 0.8
I 卸売業、小売業	118.7	△ 7.8	113.6	△ 5.7	5.1	△ 37.8	17.2	△ 1.1
J 金融業、保険業	152.8	0.9	141.5	1.2	11.3	△ 2.6	19.4	0.8
L 学術研究、専門・技術サービス業	149.9	△ 0.2	140.3	△ 1.3	9.6	18.6	18.5	△ 0.2
M 宿泊業、飲食サービス業	92.3	△ 12.2	85.5	△ 12.8	6.8	△ 2.9	14.4	△ 1.5
N 生活関連サービス業、娯楽業	123.8	3.9	120.2	3.8	3.6	5.9	17.9	0.4
O 教育、学習支援業	162.0	0.4	139.7	1.5	22.3	△ 5.9	19.7	0.9
P 医療、福祉	144.7	2.8	140.5	3.9	4.2	△ 25.0	18.9	1.0
Q 複合サービス事業	148.9	△ 5.5	138.6	△ 4.1	10.3	△ 20.2	18.4	△ 0.9
R その他のサービス業	133.8	△ 0.3	126.7	0.4	7.1	△ 11.2	19.0	△ 0.2
全国（調査産業計）	146.3	0.2	134.0	0.5	12.3	△ 2.4	18.3	0.0

第3表 産業別常用労働者数、パートタイム労働者比率及び労働異動率

【 事業所規模 常用労働者5人以上 】

(単位：人、%、ポイント)

産 業	常用労働者数		パートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率		労働異動率			
	前 年 同月比	前 年 同月差		入職率	前 年 同月差	離職率	前 年 同月差		
			TL 調査産業計					245,013	2.0
D 建設業	12,068	△ 2.2	98	0.8	△ 0.2	0.96	0.68	0.31	0.00
E 製造業	43,283	4.5	3,782	8.7	0.2	0.82	△ 0.07	0.71	△ 0.09
G 情報通信業	2,693	△ 3.6	186	6.9	0.4	0.15	△ 0.46	0.63	0.41
H 運輸業、郵便業	11,429	△ 0.6	1,811	15.8	△ 5.1	0.74	0.22	0.42	△ 0.55
I 卸売業、小売業	40,338	0.9	20,367	50.5	△ 1.4	1.80	0.69	1.74	0.00
J 金融業、保険業	6,568	2.0	738	11.2	△ 0.9	1.23	0.63	0.31	△ 0.74
L 学術研究、専門・技術 サービス業	4,961	4.0	780	15.7	1.4	1.39	△ 1.32	0.24	0.03
M 宿泊業、飲食サービス業	19,960	1.8	16,158	81.0	3.0	3.27	0.04	2.42	0.12
N 生活関連サービス業、 娯楽業	4,485	△ 1.4	2,559	57.1	△ 0.3	2.56	0.15	3.72	3.03
O 教育、学習支援業	20,060	2.3	5,319	26.5	0.0	0.69	△ 0.95	0.27	△ 0.78
P 医療、福祉	59,050	3.3	17,969	30.4	△ 2.0	1.13	0.66	1.16	0.29
Q 複合サービス事業	3,086	△ 2.7	259	8.4	4.3	0.00	△ 0.38	0.64	△ 0.42
R その他のサービス業	12,593	2.3	3,937	31.3	△ 4.0	1.99	△ 0.44	2.40	0.55
全国（調査産業計）	52,824千人	2.1	17,265千人	32.68	0.72	1.79	0.15	1.53	△ 0.03

【 事業所規模 常用労働者30人以上 】

(単位：人、%、ポイント)

産 業	常用労働者数		パートタイム 労働者数	パートタイム 労働者比率		労働異動率			
	前 年 同月比	前 年 同月差		入職率	前 年 同月差	離職率	前 年 同月差		
			TL 調査産業計					132,142	1.0
D 建設業	3,550	△ 15.2	43	1.2	0.1	3.35	2.51	0.00	△ 0.12
E 製造業	32,895	△ 0.4	2,412	7.3	△ 0.3	0.67	△ 0.20	0.61	△ 0.17
G 情報通信業	2,011	△ 1.3	110	5.5	1.7	0.20	0.05	0.10	△ 0.19
H 運輸業、郵便業	7,053	△ 0.4	854	12.1	△ 0.9	1.20	0.35	0.11	△ 0.57
I 卸売業、小売業	13,023	1.3	8,300	63.7	4.0	1.41	△ 0.51	1.47	0.38
J 金融業、保険業	3,041	4.3	415	13.6	△ 2.4	2.68	1.89	0.67	0.46
L 学術研究、専門・技術 サービス業	2,559	1.4	344	13.4	△ 4.0	0.35	△ 0.97	0.47	0.07
M 宿泊業、飲食サービス業	5,065	8.2	3,974	78.5	5.4	4.48	1.98	1.34	△ 1.76
N 生活関連サービス業、 娯楽業	2,317	0.1	1,216	52.5	△ 0.7	1.38	0.08	1.59	0.89
O 教育、学習支援業	11,765	2.9	1,921	16.3	1.6	0.27	0.08	0.09	△ 0.11
P 医療、福祉	38,602	2.9	8,812	22.8	△ 4.3	1.03	0.77	0.77	△ 0.45
Q 複合サービス事業	1,306	△ 3.9	138	10.6	3.9	0.00	△ 0.89	0.00	△ 0.59
R その他のサービス業	7,076	△ 0.5	2,661	37.6	△ 5.4	2.69	△ 0.66	2.46	△ 0.20
全国（調査産業計）	29,709千人	1.0	7,418千人	24.97	0.27	1.55	0.14	1.30	△ 0.06

第4表 就業形態別及び産業別1人平均月間給与額、労働時間及び常用労働者数

【 事業所規模 常用労働者5人以上 】

(単位：円、日、時間、人)

就業形態	産 業	現金給与 総 額	きまって支給する 給 与			特別に支 払われた 給 与	出勤 日数	総実労 働時間	所定内 労 働 時 間	所定外 労 働 時 間	常用労 働者数
			所定内 給 与	所定外 給 与							
一 般 労働者	調 査 産 業 計	322,787	313,255	292,476	20,779	9,532	20.3	166.8	155.0	11.8	170,255
	製 造 業	324,306	321,205	293,887	27,318	3,101	20.2	169.1	156.4	12.7	39,501
	卸売業、小売業	279,841	275,251	257,619	17,632	4,590	20.7	170.2	159.3	10.9	19,971
	医 療、福 祉	301,133	297,224	282,811	14,413	3,909	20.3	161.0	155.1	5.9	41,081
パート タイム 労働者	調 査 産 業 計	101,055	99,617	97,219	2,398	1,438	14.7	82.1	80.2	1.9	74,758
	製 造 業	117,272	112,105	109,336	2,769	5,167	17.2	103.0	101.5	1.5	3,782
	卸売業、小売業	95,093	94,940	93,879	1,061	153	15.7	86.0	85.0	1.0	20,367
	医 療、福 祉	131,741	128,690	126,319	2,371	3,051	14.8	90.5	88.6	1.9	17,969

【 事業所規模 常用労働者30人以上 】

(単位：円、日、時間、人)

就業形態	産 業	現金給与 総 額	きまって支給する 給 与			特別に支 払われた 給 与	出勤 日数	総実労 働時間	所定内 労 働 時 間	所定外 労 働 時 間	常用労 働者数
			所定内 給 与	所定外 給 与							
一 般 労働者	調 査 産 業 計	347,328	339,100	312,881	26,219	8,228	20.1	167.7	154.4	13.3	100,781
	製 造 業	346,714	342,695	309,844	32,851	4,019	20.1	170.9	156.8	14.1	30,483
	卸売業、小売業	305,047	299,001	276,626	22,375	6,046	19.7	170.3	158.4	11.9	4,723
	医 療、福 祉	317,591	317,535	301,795	15,740	56	20.2	161.5	156.4	5.1	29,790
パート タイム 労働者	調 査 産 業 計	116,601	115,503	113,688	1,815	1,098	15.2	89.3	87.7	1.6	31,361
	製 造 業	132,355	124,353	121,233	3,120	8,002	17.3	115.9	113.6	2.3	2,412
	卸売業、小売業	101,883	101,507	100,246	1,261	376	15.8	89.0	87.8	1.2	8,300
	医 療、福 祉	141,996	141,996	140,951	1,045	0	14.3	88.3	87.1	1.2	8,812

第5表 指数 (調査産業計)

【 事業所規模 常用労働者5人以上 】

(令和2年平均=100)

年 月	現金給与総額		きまって支給する給与		実質賃金 (現金給与総額)		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		常用雇用	
	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
令和2年平均	100.0	0.4	100.0	△ 0.3	100.0	0.4	100.0	△ 2.8	100.0	△ 2.1	100.0	△ 13.7	100.0	2.0
令和3年平均	104.3	4.3	103.4	3.4	104.3	4.3	101.6	1.6	100.7	0.7	116.5	16.6	102.8	2.8
令和4年平均	100.9	△ 3.3	100.8	△ 2.5	98.6	△ 5.5	98.3	△ 3.2	97.3	△ 3.4	114.8	△ 1.5	102.0	△ 0.8
令和4年 11月	84.8	△ 4.5	101.0	△ 2.2	81.7	△ 7.8	99.4	△ 3.9	98.3	△ 3.5	119.0	△ 6.9	102.7	△ 0.2
12月	192.8	2.2	101.5	△ 1.4	185.6	△ 1.5	98.9	△ 2.3	97.9	△ 2.0	115.2	△ 7.2	102.7	△ 0.1
令和5年 1月	82.4	△ 1.8	98.4	△ 2.0	79.0	△ 5.3	91.3	△ 3.3	90.5	△ 3.0	103.8	△ 8.9	103.5	2.1
2月	82.1	△ 2.4	98.5	△ 2.5	79.2	△ 5.0	94.2	△ 1.7	93.6	△ 1.2	105.1	△ 7.7	103.8	2.3
3月	86.8	0.6	100.0	△ 0.7	83.6	△ 1.9	99.4	0.5	98.7	0.9	110.1	△ 6.5	102.9	2.2
4月	85.3	△ 0.5	100.6	△ 1.3	81.8	△ 3.1	100.4	△ 2.0	99.6	△ 1.7	113.9	△ 8.2	103.4	1.9
5月	84.6	△ 1.6	100.3	△ 0.4	80.8	△ 4.6	96.3	0.5	95.7	1.1	106.3	△ 7.7	103.8	1.9
6月	138.6	8.9	99.9	△ 2.0	131.6	5.3	100.8	△ 1.7	100.5	△ 1.4	105.1	△ 6.7	104.2	2.7
7月	125.3	△ 0.2	101.4	1.1	118.2	△ 3.5	99.4	△ 0.3	99.3	0.2	101.3	△ 8.0	105.0	2.3
8月	88.0	1.9	100.3	0.4	82.7	△ 1.7	94.5	△ 0.6	94.5	△ 0.3	94.9	△ 6.3	104.7	2.1
9月	85.6	1.3	100.6	0.8	80.1	△ 2.3	97.5	△ 0.1	97.1	0.5	105.1	△ 8.8	104.1	2.0
10月	85.4	1.8	101.7	1.2	79.2	△ 2.0	98.7	0.0	98.1	0.6	107.6	△ 9.6	104.8	2.0
11月	87.0	2.6	102.0	1.0	81.0	△ 0.9	99.4	0.0	98.7	0.4	111.4	△ 6.4	104.8	2.0

【 事業所規模 常用労働者30人以上 】

(令和2年平均=100)

年 月	現金給与総額		きまって支給する給与		実質賃金 (現金給与総額)		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		常用雇用	
	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
令和2年平均	100.0	1.2	100.0	0.8	100.0	1.2	100.0	△ 1.2	100.0	△ 0.5	100.0	△ 10.8	100.0	0.8
令和3年平均	107.2	7.2	105.6	5.6	107.2	7.2	101.9	1.8	100.7	0.7	120.9	21.0	105.9	5.9
令和4年平均	107.9	0.7	107.0	1.3	105.5	△ 1.6	100.3	△ 1.6	98.8	△ 1.9	123.2	1.9	104.1	△ 1.7
令和4年 11月	88.6	0.5	107.8	1.7	85.4	△ 3.0	102.1	△ 2.2	100.2	△ 2.3	129.9	△ 1.1	104.7	△ 1.2
12月	224.8	6.1	108.0	2.0	216.4	2.2	100.8	△ 1.4	99.2	△ 1.4	124.1	△ 2.0	104.3	△ 1.4
令和5年 1月	86.3	0.3	106.0	0.1	82.7	△ 3.3	95.1	△ 0.4	93.6	△ 0.2	118.4	△ 2.8	105.7	1.8
2月	86.0	△ 0.6	105.7	△ 0.8	82.9	△ 3.4	97.3	0.1	95.9	0.6	118.4	△ 5.5	105.5	1.5
3月	90.3	2.5	106.1	0.7	87.0	0.0	101.5	0.9	100.4	1.6	118.4	△ 7.2	104.4	2.2
4月	88.4	△ 0.6	107.6	△ 0.4	84.8	△ 3.1	103.9	△ 0.4	102.4	△ 0.2	126.4	△ 2.7	105.8	1.8
5月	87.6	0.0	107.7	1.2	83.7	△ 3.0	100.3	2.8	99.0	3.2	120.7	△ 2.7	105.9	1.7
6月	154.2	11.3	107.1	△ 0.2	146.4	7.6	103.7	△ 0.5	102.7	△ 0.5	118.4	0.0	106.3	2.4
7月	142.0	0.1	108.2	0.9	134.0	△ 3.2	102.6	△ 0.2	101.7	0.0	114.9	△ 3.0	106.9	2.3
8月	90.9	1.5	106.6	△ 0.3	85.4	△ 2.1	98.0	0.5	97.5	0.6	104.6	△ 1.0	106.2	1.6
9月	86.9	△ 0.1	106.8	△ 0.2	81.4	△ 3.6	99.3	△ 0.7	98.3	△ 0.1	114.9	△ 7.4	105.1	0.8
10月	87.5	0.3	107.7	0.5	81.2	△ 3.3	101.2	0.2	100.0	0.8	118.4	△ 8.0	105.5	0.7
11月	89.4	0.9	107.8	0.0	83.2	△ 2.6	102.1	0.0	100.8	0.6	120.7	△ 7.1	105.7	1.0

第6表 指数（製造業）

【 事業所規模 常用労働者5人以上 】

（令和2年平均＝100）

年 月	現金給与総額		きまって支給する給与		実質賃金 (現金給与総額)		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		常用雇用	
	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
令和2年平均	100.0	1.5	100.0	1.7	100.0	1.5	100.0	△ 2.5	100.0	△ 1.1	100.0	△ 16.8	100.0	△ 7.2
令和3年平均	107.9	7.9	104.2	4.1	107.9	7.9	101.9	1.9	100.8	0.8	115.8	15.8	95.9	△ 4.1
令和4年平均	106.8	△ 1.0	103.5	△ 0.7	104.4	△ 3.2	101.6	△ 0.3	100.2	△ 0.6	119.7	3.4	97.1	1.3
令和4年 11月	81.8	△ 2.6	104.0	△ 1.3	78.8	△ 6.0	104.9	△ 2.5	103.8	△ 2.3	118.3	△ 6.9	100.7	5.7
12月	258.2	0.0	103.4	△ 1.7	248.5	△ 3.6	103.1	△ 1.0	102.2	△ 0.5	114.7	△ 5.8	99.5	3.4
令和5年 1月	77.4	△ 0.6	99.3	△ 1.9	74.2	△ 4.1	88.8	△ 4.0	87.8	△ 3.4	100.9	△ 11.3	104.8	12.0
2月	79.1	△ 0.3	102.6	△ 0.3	76.3	△ 3.0	98.9	△ 2.2	97.8	△ 1.0	113.8	△ 12.7	105.0	11.2
3月	80.5	△ 0.1	102.5	△ 1.6	77.6	△ 2.5	100.1	△ 2.1	98.7	△ 0.9	118.3	△ 12.9	104.9	13.7
4月	83.0	△ 1.5	105.0	△ 0.8	79.6	△ 4.1	105.0	△ 3.1	104.2	△ 2.2	115.6	△ 13.1	105.4	10.5
5月	81.1	△ 3.6	103.8	0.6	77.5	△ 6.5	96.0	△ 2.7	95.8	△ 1.6	97.2	△ 15.9	104.8	9.3
6月	126.3	12.7	103.5	△ 0.4	119.9	8.9	101.4	△ 2.2	101.2	△ 1.8	102.8	△ 7.4	105.4	10.9
7月	159.8	△ 10.3	103.7	0.0	150.8	△ 13.3	104.1	△ 1.0	104.0	△ 0.4	104.6	△ 7.3	107.9	8.3
8月	87.4	3.1	101.6	△ 0.7	82.1	△ 0.6	95.4	△ 2.5	95.2	△ 1.8	98.2	△ 9.3	106.4	6.7
9月	80.0	0.5	102.8	△ 0.5	74.9	△ 3.0	98.9	0.0	99.0	1.4	97.2	△ 15.3	104.2	5.5
10月	80.4	△ 0.5	104.3	0.1	74.6	△ 4.1	100.6	△ 2.3	100.4	△ 0.8	101.8	△ 20.2	104.3	3.7
11月	81.1	△ 0.9	104.2	0.2	75.5	△ 4.2	103.6	△ 1.2	103.2	△ 0.6	107.3	△ 9.3	105.2	4.5

【 事業所規模 常用労働者30人以上 】

（令和2年平均＝100）

年 月	現金給与総額		きまって支給する給与		実質賃金 (現金給与総額)		総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		常用雇用	
	前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
令和2年平均	100.0	0.4	100.0	0.3	100.0	0.4	100.0	△ 2.0	100.0	△ 0.3	100.0	△ 19.1	100.0	△ 6.7
令和3年平均	105.6	5.7	103.1	3.0	105.6	5.6	102.3	2.3	101.3	1.2	116.2	16.2	102.0	2.0
令和4年平均	106.3	0.7	103.3	0.2	103.9	△ 1.6	100.3	△ 2.0	98.6	△ 2.7	122.6	5.5	100.0	△ 2.0
令和4年 11月	79.2	△ 0.3	104.1	0.2	76.3	△ 3.7	104.2	△ 3.1	102.6	△ 3.4	125.9	0.2	102.2	0.7
12月	272.7	3.1	103.6	△ 0.5	262.5	△ 0.7	102.2	△ 1.7	100.7	△ 1.9	121.4	△ 1.1	100.8	△ 0.6
令和5年 1月	76.5	1.1	100.7	△ 0.3	73.3	△ 2.5	88.8	△ 2.3	87.1	△ 2.2	110.7	△ 3.1	105.3	7.9
2月	77.9	1.2	103.8	1.0	75.1	△ 1.7	98.9	△ 0.9	97.1	△ 0.3	123.2	△ 6.7	105.4	6.9
3月	79.0	1.2	102.9	△ 0.8	76.1	△ 1.3	98.7	△ 1.0	97.0	0.2	121.4	△ 11.7	105.0	9.1
4月	82.0	0.0	106.2	0.9	78.6	△ 2.6	104.7	△ 2.1	103.3	△ 1.7	123.2	△ 6.2	105.7	5.7
5月	79.1	1.8	105.3	2.8	75.5	△ 1.4	96.3	△ 0.2	95.6	0.5	106.3	△ 7.7	104.9	4.5
6月	131.1	16.0	104.2	0.9	124.5	12.2	100.3	△ 1.0	99.3	△ 1.0	114.3	0.0	105.5	5.5
7月	164.1	△ 9.7	105.7	1.8	154.8	△ 12.7	105.2	△ 0.2	104.1	△ 0.3	118.8	0.8	106.4	5.0
8月	86.2	5.1	103.4	1.1	81.0	1.5	97.4	0.2	96.1	0.2	114.3	0.8	104.6	3.8
9月	78.5	1.4	104.6	1.4	73.5	△ 2.1	98.2	0.7	97.3	1.2	109.8	△ 4.7	101.4	1.2
10月	80.0	1.8	106.7	2.6	74.2	△ 2.0	100.8	△ 1.3	99.9	0.1	112.5	△ 14.8	100.9	△ 1.2
11月	81.1	2.4	106.9	2.7	75.5	△ 1.0	105.1	0.9	104.1	1.5	117.9	△ 6.4	101.8	△ 0.4

毎月勤労統計調査（通称“毎勤”“まいきん”）とは

どんな調査か

- ☆ 大正12年に始まり、長い歴史をもつ、我が国で最も重要な統計のひとつです。
- ☆ 賃金（給与）や労働時間、出勤日数、労働者数の動きを毎月調べる調査です。

どのように利用されているか

- ☆ 内閣府の「月例経済報告」（閣議報告）や「景気動向指数」などの景気判断資料として使われています。
- ☆ 雇用保険や労災保険の保険給付額の改定に使われています。
- ☆ 企業の経営判断や賃金などの労働条件決定の際の資料に使われています。
- ☆ 政府や各種審議会の資料（労働政策審議会、中央最低賃金審議会、社会保障審議会等）や公共料金の改定の資料に使われています。
- ☆ 民事事件や交通事故などの逸失利益補償額の算定資料に使われています。
- ☆ その他あらゆる労働、経済問題の資料に使われ、また、日本の労働事情の海外への紹介、国連への報告などに活用されています。

この月報についての問い合わせ先は

徳島県政策創造部統計データ課統計調査第二担当
〒770-8570
徳島市万代町1-1（県庁舎7階）
TEL (088) 621-2734

インターネットでも情報をご覧になれます

徳島県ホームページ『徳島県の統計情報』
<https://www.pref.tokushima.lg.jp/statistics/>

厚生労働省ホームページ「毎月勤労統計調査」

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1.html>

政府統計の総合窓口（e-Stat）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search?page=1&query=毎月勤労統計調査>